

SHIROYAMA MEMBERS CLUB 会員規約

第1条 プログラム名称

1. 本プログラムの名称は、「SHIROYAMA MEMBERS CLUB」（以下「SMC」といいます。）とします。

第2条 目的

1. 本規約は、城山観光株式会社(以下「当社」といいます。)が経営する SHIROYAMA HOTEL kagoshima(以下「当ホテル」といいます。)内で営業を行っている各店舗(ただし、第13条3(11)記載の店舗を除きます。以下「対象店舗」といいます。)において、当社が認める SMC 会員（以下「会員」といいます。）の皆様が当社発行の「SMC カードまたはアプリ会員証」（以下「会員証」といいます。）を提示又はご利用される場合に適用される会員証のポイントシステムと特典（以下「本サービス」といいます。）に関する事項を定めたものです。会員の皆様は、本サービスを利用するにあたり、本規約を承諾するものとします。なお、SMC、本サービスを提供する対象店舗及び本サービスについては「当ホテル公式ホームページ」（以下「ホームページ」といいます。）に最新情報を掲載します。
2. 事務局とは、SMC 及び本サービスを運営する事務局のことをいいます。

第3条 入会の申込み方法

1. SMCへの入会は、本規約及びホテル利用規則を承認のうえ、ホームページまたは公式アプリにおいて必要事項を登録していただく方法により申し込んでいただきます。なお、SMCに登録できる住所は、会員が現に居住する国における会員の自宅住所に限ります。

第4条 会員証の貸与と取扱い

1. 事務局は会員に会員証を発行・貸与します。
2. 会員は、会員自身の責任において会員証を保持・使用されるものとします。
3. 会員証は会員本人のみが利用できるものとします。会員証の所有権は当社に属しますので、会員は他人に対し会員証の譲渡、貸与、担保提供の行為等はできません。
4. 会員証の使用・保管・管理に際して、会員が前項に違反し、その違反に起因して会員証が不正に利用された場合、会員はその会員証利用についてすべての責任を負うものとします。

第5条 会員資格の発生

1. 会員資格は、入会申込内容がホームページに正しく登録され、当社が SMCへの入会を承認した時点で生じます。

第6条 入会金および年会費

1. 入会金、年会費および更新手数料は不要です。

第7条 入会の条件

- SMCへの入会は、本規約及びホテル利用規則をご承認のうえ入会をお申込みいただくこと、入会申込み時点において満18歳以上の個人のお客様であること及び第8条第1項各号に該当しないことを申込みの条件といたします。なお、法人および団体でのご入会はお断りいたします。
- 当社が入会申し込みを承認し登録された後においても、会員として不適当と認められたときは、直ちに会員資格を取消すことがあります。

第8条 会員資格の喪失・取り消し

- 下記のいずれかに該当する方は入会をお断りしています。また、入会後判明したときには通知・催告等をすることなく会員資格を取消すことができ、将来のSMC再入会を拒否することができます。
 - ご住所・お電話番号等一切のご連絡先が不明になった場合。
 - 入会時における申告の際、または特典・サービス利用の際に虚偽の申告、通知があった場合。
 - 対象施設で、代金支払遅延等でトラブルがあった場合
 - 対象施設の宿泊約款及び利用規則を遵守いただけない場合。
 - 会員資格を取得した日または最後の利用日から5ヶ年に渡り、ポイントの獲得または利用がない場合。
 - 正当な理由なく、当社のお客様、施設（設備・備品、付帯施設、施設敷地内の構築物等）および当社の従業員に危害および損害を与えた場合。
 - 会の名誉を傷つけたり、または会の秩序を乱した場合。
 - 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める暴力団及び各種暴力団組織、並びに、暴力団関係団体その他反社会的勢力に属する者又はそれに準ずる者、及び、それらの者と密接な交友関係にある者。
 - 刑事事犯の前科前歴があり、会員として相応しくないと認められた場合。
 - 暴行、傷害、強要、脅迫、恐喝、詐欺およびこれに類する行為がある場合。
 - 当ホテル及び対象店舗との信頼関係を損なう行為があると事務局が判断した場合。
 - 本規約又はホテル利用規則にて認められていない行為がある場合。その他、会員として相応しくないと事務局が認めた場合。

第9条 二重登録の禁止

- 事務局が認める場合を除き、会員番号は1名につき1番号とします。会員が複数の会員番号を所有していたことが判明した場合、事務局は会員番号を一つに統合する権利を有します。

第10条 登録内容変更の届出

- 会員の登録データに変更が生じた場合、事務局に対し又はホームページにおいて所定の方法により変更事項を届け出ていただきます。所定の手続きによる届出がないことにより特典やサービスの提供ができなかった場合、当ホテル及び対象店舗はその責を負いません。

第11条 特典・サービスの提供

- 当ホテル及び対象施設は、本規約又は諸規則で定める方法にて会員特典やサービスの申込みがなされたとき、当該特典やサービスを提供します。ホームページに最新情報を掲載します。

第12条 会員証の提示

1. 会員は、当ホテル及び対象店舗において、ご利用前に会員証を提示いただくことにより、所定のサービスを受けることができます。会員証は会員本人のご利用に限ります。
2. 前項以外の場合においても、当社にて会員証のご提示をお願いすることがあります。
3. 施設のご利用に際し、会員証のご提示が無い場合にはポイントの加算はできません。なお、会員証のお預かりはお受けできません。必ずご自身でご携帯ください。

第13条 ポイントシステムと特典・サービスの提供

1. 特典については、会員本人に限り適用されるものとします。
2. 会員は、当ホテル及び対象店舗において会員証を提示の上、商品またはサービスを購入した場合、そのお買上げ額に応じて本条第4項に定めるポイントが付与されます。なお、ポイント付与は精算の翌日になります。
3. 前項にかかわらず、以下の場合にはポイントは付与されません。但し、当社が特別に認めた場合はこの限りではありません。
 - (1)ご利用前および精算時に会員証のご提示がない場合。
 - (2)宿泊におけるお部屋代およびサービス料・ミニバー、レストランにおける料理・飲物・サービス料・個室料以外のご利用分。
 - (3)切手・印紙などの証紙類を購入する場合。
 - (4)運送料、立替金を支払う場合。
 - (5)消費税・入湯税等の税金。
 - (6)ご利用時に会員本人が、当社に直接お支払いをなされない場合、または、ホテルギフト券及びポイントによるお支払い分。
 - (7)宴会場をご利用される場合。
 - (8)お買物1回あたりのお買上げ額が200円未満(税別)である場合。
 - (9)申込金をお支払いされる場合。
 - (10)各種サークルの参加料や会費等。
 - (11)次のテナント及び一部直営店 ①SHIROYAMA HOTEL kagoshima 山形屋店 ②ファミリーマート SHIROYAMA HOTEL kagoshima 店
 - (12)会員以外の方がお支払いをされた場合。
 - (13)入会日以前のご利用分。
 - (14)その他、当社が指定する商品またはサービスを購入する場合等。
4. 会員に付与されるポイントは、以下のとおりです。
 - (1)基本ポイント
 - a お買上げ額200円(税別)ごとに1ポイント(ステータスによって異なります。)が基本ポイントとしてご利用日の翌日以降に付与されます。(200円に満たない場合、端数は切り捨てとなります。)
 - b 特典、プランにより割引対象となる商品については、割引適用後の金額に対し、ポイントを加算いたします。
 - c ご宿泊において、各社が発行する利用可能なポイントにてお支払いをされる場合や、協定企業・団体の補助金制度をご利用の場合には、相当額を差し引いた後、残額に対しポイントを付与いたします。

d ご婚礼、イベントチケット等、一部の商品においては別途定めるルールに基づきポイント付与を行います。

e 前入金の場合、ポイントはサービス提供後に付与されます。

f ご宿泊において旅行代理店及び他社ネット経由のお申込につきましては、ご利用金額にかかわらず一律1泊あたり100ポイントを加算いたします。

(2)サービスポイント

基本ポイント以外にサービスポイントが付与されることがあります。こちらは、事前に当ホテル及び対象店舗内のカウンター並びにホームページ等でご案内いたします。

5. 1回のお会計によって発生するポイントは、原則として、1つの会員証に対してのみ付与させていただきます。

お支払いされた金額を分割し、各金額について別の会員証にポイントを割り振るお取扱いはできません。

6. 前第4項のポイント付与については、第7項に定める会員ステージに応じたポイントが付与されますが、ポイントが付与される迄は当該ポイントを利用することはできません。なお、状況によりポイント付与日が変更となる場合があります。

7. 会員は、会員本人による1月から12月の一定期間の累計ご利用要件に応じて、下表のとおり翌年度のステージが変更となります。

ご利用要件	会員ステージ				
	ステージ	メンバー	クリスタル	ダイヤモンド	ダイヤモンドプレミア
ポイント付与対象利用額	10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上50万円未満	50万円以上	
ポイント付与率	0.5%	1%	2.5%	3%	

※当年度・翌年度とは、毎年4月を期首月として4月1日から3月末までの期間をいいます。

※なお旅行代理店及び他社ネット経由からのご予約分につきましては、ご利用金額のステージ判定から除外となります。

8. ポイントはホテル施設、またはホテル公式ホームページでの宿泊予約、オンラインショップで、1ポイント1円の支払いとして利用することができます。（※一部対象外の店舗がございます。）

ポイントの換金は一切いたしません。

9. ポイント利用の際は、会員ご本人が必ず会員証を提示してお申し出ください。

10. ポイントは、隨時、当ホテルにおいて当社指定の商品とお引き換えいただくことができます。

ポイントを商品に交換ご希望の場合は、以下の要領でお受けいたします。

(1)商品交換のご希望は、必ず会員ご本人がお申し込みください。

(2)お申し込みの際に、会員番号および事前にご登録いただいたお申し込み内容から会員ご本人であることの確認をさせていただく場合があります。

(3)商品へ交換されたポイントはお戻しえません。

(4) ポイントは商品交換をご依頼いただいた時点で、減算いたします。

11. ポイントの移行・合算はできません。但し、当社が特別に認めた場合はこの限りではありません。
12. イベントチケット等、商品によってはポイントの付与に1週間程度の猶予をいただく場合があります。
13. ポイントの有効期限

ポイントには有効期限がございます。有効期限が切れたポイントは無効となり、自動的に失効いたします。また、失効したポイントはお戻しできません。

※ポイントの獲得期間および有効期間についてはホームページまたは事務局にてご確認ください。

第14条 退会および資格の失効に伴うポイントの取扱い

1. 退会を希望する場合は、会員ご本人から事務局宛に通知又はホームページよりその旨が登録された日をもって退会となります。なお、会員ご本人が亡くなられたときはご家族又はご親族からの通知により退会をお受けします。
2. 退会および資格を失効した場合は、直ちに当社に会員証を返還していただきます。
3. 第8条に定める事項による退会の場合、退会時においてその時点での保有ポイントは全て失効するものとします。

第15条 特定会員への提供

1. SMCへの参加条件や利用実績、居住区やキャンペーンへの応募などの違いにより、特定の会員のみに特典・サービス・情報などを提供する場合があります。

第16条 特典の変更

1. 対象施設でご利用いただける特典やサービスは、事前の予告無しに終了又は変更されることがあります。ホームページに最新情報を掲載します。

第17条 パスワード登録・管理義務及び登録情報の閲覧等

1. 会員は所定の方法でパスワードを登録するものとします。会員はパスワードを他人に知られぬよう、善良なる管理者の十分な注意を持って管理し定期的な変更に努めるものとします。
2. 会員はホームページまたは公式アプリにて会員番号又は登録したEメールアドレスのいずれかとパスワードを入力することで、ご自身の登録情報を閲覧又は変更することができます。

第18条 有効な規約及び規約の変更

1. 本会則に定めない事項および運営上必要な事項は、別途これを定めることといたします。

2. 本会則、その他の定め等の制定、変更、改廃は当社で行うものといたします。その際、改訂内容を当ホテル及び対象店舗内のカウンター、並びに最新のホームページに記載された規約及び諸規則内容並びに告知内容は、すべて今までの規約及び諸規則並びに告知に優先するものとなります。

第 19 条 会員証の紛失・盗難、再発行

1. 会員証の紛失、盗難等が発生した場合は、ただちに当社にご通知ください。その際、ポイントが不正に利用された場合でも、当社は一切の責任を負いません。
2. 会員証の汚損、紛失等の理由により会員システムをご利用いただけなくなった場合には、当社の定める手続きをお取りいただき、当社が認めた場合には会員証を再発行いたします。その際再発行手数料をご負担。また、お手持ちのポイントにつきましては会員本人であることの確認ができた場合に限り、新しい会員証に移管いたします。

第 20 条 免責事項

1. 本サービス提供の遅延、本サービスの内容の変更、中止または廃止、その他本サービスの提供または提供できなかったことに伴い発生した会員の損害について、当社は一切責任を負わないものといたします。
2. 以下の各号のいずれかに該当する場合、会員は本サービスに関するすべての権利を喪失することをあらかじめ承諾するものといたします。また、会員は、これにより会員が受けた不利益および損害について当社が一切の責任を負わないことをあらかじめ承諾するものといたします。
 - (1)会員が、退会または会員資格の取り消しをされた場合
 - (2)会員が、偽造、変造その他不正の手段を用いてポイントを作出・交換した場合

第 21 条 準拠法

1. SMC、本サービス及び本規約に関する法的紛争については、日本法を準拠法とします。

第 22 条 仲裁

1. 本規約から又は本規約に関連して当事者の間に生ずることがある全ての紛争、論争、又は意見の相違は一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、鹿児島において仲裁により最終的に解決されるものとします。

第 23 条 本プログラムの終了告知・中止・変更に伴うポイントの扱い

1. 当社は、一定の予告期間において周知の方法を取った上でポイントシステムの終了もしくは中止、または内容を変更することができるものとし、会員は予めその旨了承するものとします。SMC 終了のその日から、SMC 特典やサービスは終了します。終了の時点で、未使用のポイント、特典・サービスはすべて取消されます。
2. ポイントシステムの内容は、日本国の法令の下に制限されることがあります。

第 24 条 個人情報の利用

1. 事務局は、関係法令に基づいて会員の入会申込み事項（会員のご住所、お名前、電話番号等）および会員の利用状況に関する情報(以下「個人情報」といいます。)を取り扱います。
※SMCの個人情報保護方針の詳細についてはホームページまたは事務局にてご確認ください
2. 当社は、会員の個人情報を、当社および当ホテル内で営業を行っているテナント各社並びに委託会社において、各社のサービス提供及びこれに付随する業務のため共同利用いたします。なお、個人情報の管理につきましては当社が責任を負います。
3. 当社は、次のような目的で個人情報を利用いたします。
 - (1)会員に対するポイントおよび特典の付与ならびにサービスの提供
 - (2)商品開発、営業・商品に関する情報等の各種ご案内
4. 当社からの各種ご案内の送付またはメール送信の停止について、会員よりお申し出があった場合、当社は遅滞なく手続きを行います。

第 25 条 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

1. 会員からの個人情報の開示・訂正・利用停止等についてのお問い合わせ、お申し出やご相談は、当社にて承ります。
2. 個人情報の開示においては、当社の定める手続きに従い、原則として当社指定の書面によりご回答いたします。この場合、当社の定める手数料をご負担いただきます。
3. 個人情報の訂正・利用停止等において書面による回答が必要な場合は、前項と同様に当社の定める手数料をご負担いただきます。

第 26 条 お問い合わせ窓口

城山メンバーズクラブ事務局
〒890-8586 鹿児島県鹿児島市新照院町 41 番 1 号
TEL 0570-07-4680 FAX 099-224-2251

「2009年3月1日 制定・施行」
「2017年2月1日 改定」
「2019年8月1日 改定」
「2020年4月1日 改定」
「2021年7月1日 改定」
「2022年11月1日 改定」
「2024年4月1日 改定」
「2025年1月1日 改定」